

五島列島おもてなし協議会
「サイクリングを活用した観光地域づくり業務」
プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

五島市、新上五島町及び小値賀町（以下「五島列島」という。）の行政と観光協会が構成される「五島列島おもてなし協議会」では、五島列島の観光分野での連携を図り、滞在型観光の促進を図るべく、個人観光客をメインターゲットとした受入環境整備を進めているところである。

本業務では、当協議会が令和5年度に旅行先では積極的に体を動かしたい、アクティビティを通して自然を感じたいと考える「アクティブレジャー層」のサイクリング観光客を対象に造成したサイクリング旅行商品のプロモーションを行い、五島列島の新たな魅力を発信し誘客につなげていくこと、また、五島列島でのサイクリング事業を推進していくにあたり、地元事業者が中心となった受入環境整備を進めていくことで地域主体のサイクリング観光客受入による持続的な観光地域づくりにつなげることを目的としている。

2. 業務名称

サイクリングを活用した観光地域づくり業務

3. 契約期間

契約締結の日から令和7年1月31日までとする。

4. 業務内容

(1) サイクリング旅行商品の情報発信

五島列島へのサイクリング観光客の誘客を図るため、サイクリング商品のプロモーションやサイクリングマップを作成すること。

ア サイクリング旅行商品のプロモーション

サイクリング観光客の誘客のため、当協議会が令和5年度に実施した「サイクリングを活用した観光地域づくり業務（※1）」で造成した五島列島各市町のサイクリング旅行商品、併せて五島市が令和4年度に造成したサイクリングコース（※2）について、五島列島から近距離圏（福岡県・長崎県等）に居住するアクティブレジャー層をターゲットとしたプロモーションを行うこと。なお、プロモーションの方法は予算内でより効果的なものを選定し、提案することとし、成果指標についても記載すること。また、当協議会が所有するSNS（Instagram、x（旧Twitter）、Facebook）（※3）で情報発信するためのコンテンツ素材を提供すること。

（※1）業務で造成したサイクリング旅行商品等については、別紙1「令和5年度サイクリング旅行商品、体制図」を参照

(※2) 五島市が造成したサイクリングコースは以下のHPを参照

https://goto.nagasaki-tabinet.com/feature/cycling_2

(※3) 当協議会が所有するSNSについては、別紙2「五島列島おもてなし協議会SNS」を参照

イ サイクリングマップの作成

当協議会が令和5年度に造成した五島列島各市町のサイクリング旅行商品コースを中心とした周辺地域のサイクリングデジタルマップを作成すること。マップについては、サイクリングコース、周辺施設（観光施設、飲食店、宿泊事業者等）の情報を掲載すること。

なお、HP等のWEBサイトでの掲載を想定して作成すること。

(2) 受入環境の整備

五島列島全体のサイクルツーリズム推進に向け、地域における受入体制の充実化や地元事業者の受入意識向上を図るため、専門家を招聘した勉強会やワークショップ等を開催すること。開催にあたっては、当協議会が令和5年度に実施したセミナー・ワークショップ、ガイド研修会等の参加事業者（※4）に参画を促すとともに、新たに連携可能な事業者の掘り起こしを行い、参加事業者を募ること。

ア サイクリングに関する勉強会の開催

五島列島各市町の地元事業者を対象に、専門家を招聘したサイクリング観光客への対応方法を学ぶ勉強会を2回以上開催すること。

イ 地域でのサイクリング観光客の受入を考えるワークショップの開催

五島列島の各市町の地元事業者を対象に、サイクリング観光客が五島列島に求めるものや自社における具体的な受入推進の取組、サイクリング観光客受入に際し地域全体の取組として必要なこと等を考えるワークショップを2回以上開催すること。

ウ サイクリングガイド人材の確保・育成のための勉強会・現地指導の実施

五島列島の各市町の地元事業者を対象に、サイクリングガイドの人材の確保・育成のため、専門家を招聘した勉強会、現地指導等を4回以上実施し、現地のサイクリングガイドができる状態まで育成すること。

エ さらになる地元事業者の参画支援

ア～ウの実施に当たっては、サイクリングによる観光地域づくりに関して連携可能な事業者の掘り起こしを適宜行い、各市町の地域全体の受入環境整備につながるよう、積極的に新たな地元事業者の参画支援を行うこと。

また、研修会等を実施する際などには、チラシやWEB広告などの各種PRツールを制作・活用し、参画事業者を広く募集すること。

(※4) 当協議会が令和5年度に実施した「サイクリングを活用した観光地域づくり事業」のセミナー・ワークショップ、ガイド研修会等に参加した事業者は16社（五島市10社、新上五島町5社、小値賀町1社）。令和5年度参加事業者の詳細は「11. 参加表明書、企画提案書等の提出先及び問合せ先」まで。

(3) 周遊コースの作成

五島列島を周遊するサイクリング旅行商品について検討していくため、当協議会が令和5年度に作成した五島列島各市町のサイクリング旅行商品をもとにした五島列島全体を周遊するサイクリングコースを作成すること。なお、受入環境や地域の協力体制など周遊コースを作成するにあたり課題となる点については事務局、地元事業者との協議のうえ、進めていくこと。

(4) 報告会の実施

本業務の完了前に、地元事業者や五島列島の観光関係行政職員に向けた報告会を実施し、造成したサイクリング旅行商品や各市町における受入環境の整備状況に関する報告、次年度以降地域に求められる取組等について提案すること。

(5) 業務実施報告書の作成

上記(1)～(4)の業務内容を取りまとめ報告書8部、報告書のデータ資料及び成果物を提出すること。報告書については任意の様式とする。

5. 予算限度額

6,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）

6. 企画提案書等

(1) 企画提案書等として、次のものを提出すること。

ア 企画提案書

イ 見積書

ウ 会社の概要や実施業務分野が記載されたパンフレット等

(2) 企画提案書等の用紙サイズは原則としてA4版（縦横どちらでも可）とし、提出部数は8部とする。

※提出された書類等は返還しない。

(3) 企画提案書には、上記4の業務内容について、下記の項目に留意のうえ、具体的な実施方法等を記載すること。

ア 企画の全体概要について、提案のコンセプト、期待される効果等を示すこと。

イ 本業務の推進体制及び進行管理の体制並びに本業務に類似する業務実績を示すこと。

ウ 本業務を実施するスケジュール及び作業フローを示すこと。

エ 上記4に示すほか、より成果につながる提案があれば、予算の範囲内で提案すること。

(4) 見積書については、経費の明細がわかるものを8部（原本1部及びコピー7部）提出すること。

なお、見積書の宛名は『五島列島おもてなし協議会 会長 竹中 博基』とし、見

積書の作成にあたっては、本業務にかかる旅費、取材費等、全ての経費は提案者負担となることに留意すること。

7. 最優秀提案者の選定

(1) 選定方式

公募型プロポーザル

(2) 審査方法

五島列島おもてなし協議会「サイクリングを活用した観光地域づくり業務プロポーザル審査委員会」による審査を行い、受託候補者を選定する。

審査は、プロポーザル参加資格を得た者で企画提案書及び見積書を提出した者を対象としたプレゼンテーションによる審査により行う。プレゼンテーション審査において審査会場は、原則、五島振興局（長崎県五島市福江町7-1）とし、日時等については、対象者に対し後日連絡する。

なお、参加者が1者のみの場合であっても、当該提案者について審査を行い、選定の可否を決定する。

(3) 審査項目

審査は、提案された企画内容に対する技術審査及び見積価格に対する価格審査を実施し、この技術審査及び価格審査の結果から総合評価点を算出して受託候補者を決定する。

なお、総合評価点の最も高い参加者が2者以上あるときは、技術点の高い者を受託候補者とする。総合得点が最も高く、かつ、技術点も同じ得点の参加者が2者以上あるときは、くじにより決定するものとする。

ア 技術審査

技術審査は90点満点とし、評価項目は次のとおりとする。

・企画提案全体のコンセプト	10点
・業務の内容を理解し、効果的で実現可能な提案となっているか	10点
・受入環境整備を推進するに当たり、地元事業者との円滑な連携が期待できるか	20点
・プロモーションの方法は、五島列島への誘客が期待できるものか	20点
・周遊コース作成に当たり、五島列島のサイクリングに関する知見や過去の魅力的な旅行商品造成の実績は十分か	10点
・確実な業務の実施が期待できる体制、スケジュールであるか	10点
・プロポーザル実施要領に掲げる業務以外の魅力的な提案はあるか	10点

※技術審査評価項目の評価方法は、A、B、C、D、Eの5段階評価とし、項目ごとの配点と評価に応じて評点を算出する。

※技術審査評価項目において、審査委員の評点の平均が40点未満の場合、その企画提案書は不採択とする。

評価	評点
A (たいへん優れている)	項目の配点×1.0
B (優れている)	項目の配点×0.8
C (普通)	項目の配点×0.6
D (やや劣っている)	項目の配点×0.4
E (劣っている)	項目の配点×0.2

イ 価格審査

価格審査は10点満点とし、次の算式により算出する

- ・満点 (10点) ×各提案者の提案金額のうち最低の額 ÷ 自社の提案金額 (端数がある場合、小数点以下を切り捨てる。)

(4) 審査結果

審査終了後、提案者全員に対し、書面で通知する。

なお、審査結果に対する異議申し立て、質問等は一切認めない。

8. 公募要領等の入手方法

公募要領及び参加表明書等の様式については、五島市、新上五島町又は小値賀町のホームページからダウンロードして入手すること。

なお、窓口又は郵送等での配付は行わない。

9. 参加申込及び企画提案書の提出等

(1) 参加申込

ア 提出書類

参加表明書 (様式第1号) 及び実績一覧表 (様式第2号)

イ 提出期限

令和6年5月29日 (水) 17時まで (必着)

ウ 提出方法

下記11の提出先に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール

郵送は書留郵便 (一般書留、簡易書留) 又は特定記録郵便で行うこと。

エ その他

郵送の場合は、発送連絡をすること。ファクシミリ又は電子メールの場合は、送信後に電話で着信確認をすること。

(2) 質問書の提出

ア 提出書類

質問書 (様式第3号)

イ 提出期限

令和6年6月3日 (月) 12時まで (必着)

ウ 提出方法

下記11の提出先に電子メール

エ その他

送信後、電話で着信確認をすること。

オ 回答方法

本プロポーザル参加申込者全てに、提出された全ての質問及び回答を電子メールにて送信する。

(3) 企画提案書の提出期限

ア 提出書類

上記6 (1) のとおり

イ 提出期限

令和6年6月10日 (月) 12時まで (必着)

ウ 提出方法

下記11の提出先に持参又は郵送

郵送は書留郵便 (一般書留、簡易書留) 又は特定記録郵便で行うこと。また、発送連絡を行うこと。なお、ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。

10. 主なスケジュール

令和6年5月29日 (水) 17時まで	参加表明書の提出期限
令和6年6月3日 (月) 12時まで	質問書の提出期限
令和6年6月10日 (月) 12時まで	企画提案書等の提出期限
令和6年6月中旬～下旬	プレゼンテーション審査
令和6年7月上旬	審査結果の通知
令和6年7月中旬	契約締結 (仕様書) 協議、契約

11. 参加表明書、企画提案書等の提出先及び問合せ先

〒853-8502

長崎県五島市福江町7-1 (五島振興局内)

五島列島おもてなし協議会事務局 (担当: 五島振興局地域づくり推進課 内田)

電話: 0959-72-8401 FAX: 0959-74-1822

E-mail s12015@pref.nagasaki.lg.jp

12. 応募資格

次に掲げる条件を全て満たしたものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4 (一般競争入札参加者の資格) の規定に該当しないこと。
- (2) 長崎県、五島市、新上五島町及び小値賀町から競争入札への指名停止を受けていないこと。
- (3) 取引銀行において不渡り手形及び不渡り小切手を出していない者であること。
- (4) 会社法に基づく精算の開始、破産法に基づく破産申立て、会社更生法に基づく更正

手続開始申立て、民事再生法に基づく再生手続申立てがなされていない者であること。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。
- (7) 平成31年度以降、本業務に類似する業務の実績があること。

13. 不適格事項

この要領に定める手続以外の方法により、参加者が審査委員又は関係者に本企画プロポーザルに関する援助を直接又は間接に求めた場合、その参加者を失格とする。

また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とする。

- (1) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- (2) 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの
- (3) 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの
- (6) 予算がオーバーしているもの

14. 契約

(1) 契約の締結

審査委員会の審査の結果、最優秀提案者と契約締結の交渉を行う。

なお、その者と契約が成立しない場合は、次点の提案者と契約締結の交渉を行う。

(2) 留意事項

契約の内容については、企画提案の内容そのままとすることを約束するものではなく、契約締結の交渉の際、発注者と協議のうえ決定する。

15. その他

企画提案書の作成経費等、本プロポーザルへの参加に要するすべての費用は、提案者の負担とする。